派遣労働者の通勤交通費
非課税キャンペーン

派遣労働者の交通費だけに課税するのは不公平です

確定申告・還付申告　税金学習会

２月５日（木）午後７時より　　ユニオン運動センター会議室

派遣労働者の多くは、通勤交通費が支給されていません。しかし、通勤するための交通費は、毎月の賃金の中から実際に支払っています。

通勤交通費は、賃金の中に“手当”などとして区分されていると非課税なのですが、派遣労働者の場合、この区分がなされていないという理由だけで、通勤交通費部分に対しても所得税・住民税の税金が課税されています。

派遣労働ネットワーク、東京ユニオンでは、この不公平な課税を改善するため、派遣会社に通勤交通費証明書を発行してもらい、税務署に税金の還付を求める運動に取り組んでいます。

通勤交通費に課税された税金の還付を申告しよう

とにかくカンタン‥‥誰でも自分で申告書が書けます。

年末調整だけで損していませんか？

★２０１４年中に退職その他で年末調整を受けていない★１年間で実質１０万円（または所得合計の５％）以上の医療費を払った★住宅ローンを始めた★自治体、公益法人、政治団体に寄付したり、災害などの義援金に協力した★災害や盗難などで損害を受けた★会社の年末調整の誤りに気がついた★年末調整が正しく行なわれているかチェックしたい★税務署が積極的に教えない有利な内容もあります。

申告は、５年前（Ｈ２２年）の分まで可能です。また、平成２７年２月１６日（月）から同年３月１６日（月）の申告期限は、給与収入が２０００万円を超える人などを対象とするもので還付申告は１年中受付けています。

・派遣労働者への不公平な課税をなくそう

派遣労働ネットワーク　　関根秀一郎

・申告書を自分で書いてみよう

東京ユニオン　書記長　　島崎由喜男

開催日時	２０１５年２月５日（木）　午後７時より
場　　所	ユニオン運動センター会議室　（どなたでも参加できます。参加費無料）
持参する物	筆記用具、電卓、源泉徴収票（年末調整を受けていない方は生保・地震保険等の証明書）、申告事項の領収書など。申告用紙は用意します。

派遣労働ネットワーク・労働組合東京ユニオン

渋谷区代々木４－２９－４　西新宿ミノシマビル　２階

一般社団法人ユニオン運動センター内

東京ユニオン　TEL５３５４－６２５１　　FAX５３５４－６２５２